

無担保ローンお申込みの皆さまへ (Web 完結契約用)

当金庫の無担保ローンのお申込みにあたり、下記の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【保証機関】 株式会社オリココーポレーション (以下、「オリコ」といいます)

* 証書貸付をお申込みの場合【証書貸付】の内容をご確認ください。

当座貸越 (マイプラン) をお申込みの場合【当座貸越】の内容をご確認ください。

ご確認項目	ご確認内容
取引資格	<p>申込人の方は、融資のご利用に際して、取引資格が必要となります。</p> <p>(1) 中国労働金庫 (以下「金庫」といいます) に出資されている会員の構成員の方は、会員の構成員であることの確認をさせていただきます。</p> <p>(2) 会員の構成員以外の方は、「中国ろうきん友の会」の加入により取引資格を取得していただきます。入会資格は、中国5県に居住または勤務される方です。</p>
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について	<p>申込人の方および連帯債務者・連帯保証人が、下記1. に定める暴力団員等もしくは下記1. の各号のいずれかに該当し、もしくは下記2. のいずれかに該当する行為をし、または下記1. の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となった場合には、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>なお、上記の適用により借主および連帯債務者・連帯保証人に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また金庫に損害が生じたときは、借主および連帯債務者・連帯保証人がその責任を負います。</p> <p>また、借主および連帯債務者・連帯保証人は、金庫との全ての取引に適用されることに同意します。</p> <p>1. 申込人の方および連帯債務者・連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、これらを「暴力団員等」といいます) に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. 申込人の方および連帯債務者・連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p>
保証について	オリコの保証委託約款の各条項を承諾し、保証委託していただきます。
保証料の支払い	保証料は、当金庫が負担いたします。
損害金	元利金の返済が遅れたときには、延滞している元金に対し年 14.5% (1 年を 365 日とし、日割りで計算する) の損害金を支払うものとします。
代位弁済	万一、返済困難の場合、保証機関が規定により代わって当金庫に返済しますが、返済が免除されるのではなく、以後、オリコが求償権行使 (返済請求) します。

ご確認項目	ご確認内容																								
申込金額	<p>(1) 証書貸付は、10 万円以上 500 万円以下 (1 万円単位) となります。(フリーローン、住宅ローン利用者専用フリーローンは 300 万円以下)</p> <p>(2) 当座貸越は、30 万円以上 300 万円以下(30,50,70,100,150,200,250,300 万円)となります。</p>																								
融資期間【証書貸付】	<p>10 年以内とします。</p> <p>なお、融資期間の算定基準は、融資実行日を起点とし、融資期間による応当年月を求め、当該月の約定日までを貸出期日とします。</p> <p>【融資期間の算定例】</p> <p>例① 融資実行日 2016 年 9 月 10 日、融資期間 1 年、約定日 25 日とした場合 初回元金返済日 2016 年 9 月 25 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 25 日 (返済回数 13 回) 初回元金返済日 2016 年 10 月 25 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 25 日 (返済回数 12 回)</p> <p>例② 融資実行日 2016 年 9 月 30 日、返済期間 1 年、約定日 5 日とした場合 初回元金返済日 2016 年 10 月 5 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 5 日 (返済回数 12 回) 初回元金返済日 2016 年 11 月 5 日 ⇒ 貸出期日 2017 年 9 月 5 日 (返済回数 11 回)</p>																								
契約期間【当座貸越】	<p>(1) ご契約 (更新) 日より 1 年とし、特段の事情 (約定による期限の利益を喪失した時、債権保全上懸念があると金庫が判断した時等) がない場合は、自動的に契約期間を 1 年単位で更新します。</p> <p>(2) 契約者の更新時年齢は 65 歳以下となりますので、その年齢を超えた場合は更新不可とします。</p>																								
返済方法【証書貸付】	<p>返済は、「元利均等返済」です。</p> <p>元利均等返済とは、返済金額 (毎月およびボーナス) の中に元金と利息が含まれており、元金と利息の合計額が一定 (毎月およびボーナス) となる返済方法です。</p> <p>* ボーナス返済を併用できる方は給与所得者の方に限ります。</p> <p>また、ボーナス返済割合は 50%以内とし、原則として毎月の最終返済日より前の日にボーナス返済が終了する取扱いとなりますのでご注意ください。</p> <p>(1) ご返済の方法について お客さまの金庫の普通預金口座からの引落による返済となります。</p> <p>(2) ご返済日について</p> <p>① ご返済日は、毎月 5 日となります。</p> <p>※住宅ローン利用者専用フリーローンのご返済日は、住宅ローンのご返済日と同日となります。</p> <p>② 初回返済日は、融資実行日の翌月からとなります。</p> <p>(3) 初回または最終回の返済金額について 初回または最終回の返済金額については、2 回目以降の返済金額と違う場合がありますので「ご返済予定表」にてご確認ください。</p>																								
返済方法【当座貸越】	<p>毎月定例返済となります。</p> <p>なお、毎月の返済日に利息を貸越元金に組み入れるものとします。</p> <p>(1) ご返済日およびご返済の方法について 毎月 5 日にお客さまの金庫の普通預金口座からの引落による返済となります。</p> <p>(2) 初回の返済について 初回の返済日は、貸越発生日の次々回約定日となります。(再利用の場合も同様となります)</p> <p>(3) 返済額について 前回定例返済日現在 (初回(再) 利用時は初回利用日) の残高に応じて定められた返済額となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>残高</th> <th>毎月返済額</th> <th>残高</th> <th>毎月返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～30 万円</td> <td>5,000 円</td> <td>～150 万円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>～50 万円</td> <td>10,000 円</td> <td>～180 万円</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>～70 万円</td> <td>12,000 円</td> <td>～200 万円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>～80 万円</td> <td>13,000 円</td> <td>～250 万円</td> <td>35,000 円</td> </tr> <tr> <td>～100 万円</td> <td>15,000 円</td> <td>～300 万円</td> <td>40,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	残高	毎月返済額	残高	毎月返済額	～30 万円	5,000 円	～150 万円	20,000 円	～50 万円	10,000 円	～180 万円	25,000 円	～70 万円	12,000 円	～200 万円	30,000 円	～80 万円	13,000 円	～250 万円	35,000 円	～100 万円	15,000 円	～300 万円	40,000 円
残高	毎月返済額	残高	毎月返済額																						
～30 万円	5,000 円	～150 万円	20,000 円																						
～50 万円	10,000 円	～180 万円	25,000 円																						
～70 万円	12,000 円	～200 万円	30,000 円																						
～80 万円	13,000 円	～250 万円	35,000 円																						
～100 万円	15,000 円	～300 万円	40,000 円																						

ご確認項目	ご確認内容
適用金利について	<p>【証書貸付】 「変動金利型」となり、融資実行日の金利を適用します。</p> <p>【当座貸越】 「変動金利型」となり、融資契約日の金利を適用します。</p>
変動金利ルール 【証書貸付】	<p>(1) 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。</p> <p>(2) 返済期間中の金利は、4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。 見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。</p> <p>(3) 4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の返済日の翌日より反映させます。</p> <p>(4) 金利の見直しの都度、「ご返済予定表」をお送りいたしますので、金利変更の内容をご確認ください。</p> <p>-----</p> <p>【金利見直し例】 今回見直し基準日(10月1日)の基準金利4.00%、前回見直し基準日(4月1日)の基準金利3.80%の場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が0.20%上昇したため、直後の12月の返済日の翌日より適用金利が0.20%上がることになります。</p>
返済金額の見直し 【証書貸付】	<p>(1) 基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、契約書記載の最終期日に基づき、返済金額を変更します。 なお、適用金利が引き下げられた場合は、返済金額を変更することなく最終約定返済日を繰り上げます。</p> <p>(2) 変更後の返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用されます。</p> <p>(3) 変更後の返済金額は、金利の見直しの都度お送りする「ご返済予定表」にてご確認ください。</p> <p>(4) 初回の返済日が未到来の状態、金利の見直しがあった場合、初回の返済金額が2回目以降の返済金額と同額になります。</p>
変動金利ルール 【当座貸越】	<p>(1) 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年4回変動します。</p> <p>(2) 金利は、2月1日、5月1日、8月1日、11月1日の見直し基準日に見直します。 見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 なお、見直し後の金利の反映は、次のとおりとなります。</p> <p>① 改定日に貸越残高がある場合（元金がゼロで未収利息のみがある場合を含む）、改定月の約定返済日より適用します。 * 改定月前月の約定日以降、改定日前日までの間に初回利用した場合（全額回収後の再利用を含む）、約定返済日（次々回約定日）より適用する。 なお、改定日から約定返済日までの間に全額回収した状態で再利用した場合、再利用日より適用する。</p> <p>② 改定日に貸越残高がない場合（未収利息も発生していない場合）、貸越日より適用する。</p>
在籍確認	当金庫または保証機関が必要と判断した場合、申込人の方の勤務先へ電話（架電）にて在籍確認を行うことがあります。
届出事項	ご住所・お名前・電話番号・ご印鑑・お勤め先等金庫に届け出た事項に変更があった場合は、取扱店までお届けください。
期限の利益と期限の利益の喪失（全額ご返済いただく場合）	<p>期限の利益とは、借入金を『分割して返済できる』ことをいいます。 ただし、ご契約どおりのご返済ができなくなった場合は、ご契約の期日前であっても借入金の全額をご返済いただくこととなります。このことを「期限の利益の喪失」といいます。</p> <p>期限の利益の喪失事由には「ご返済が滞り、『次の返済日』までにご返済（元金・利息のほか、遅延損害金を含みます。）いただけなかった場合」や「住所変更等のお届けをいただけずに、所在がご不明となった場合」も該当します。</p> <p>詳しくは、ローン規定をご確認ください。</p>

ご確認項目	ご確認内容
照会窓口等	<p>中国ろうきん お客さま相談窓口 〒732-0827 広島県広島市南区稲荷町1番14号 フリーダイヤル 0120-86-3760</p>